○地方独立行政法人神戸市民病院機構　職員給与規程

（この規程の目的）

第１条　この規程は、地方独立行政法人神戸市民病院機構就業規則（以下「就業規則」という。）第32条の規定に基づき、職員の給与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（法令との関係）

第２条　この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「法」という。）、その他の関係法令及び労使協定の定めるところによるものとする。

（適用範囲）

第３条　この規程は、就業規則第２条第１項及び第26条に規定する職員に適用する。

２　嘱託職員の給与については、地方独立行政法人嘱託職員就業規則に、パートタイマー及びアルバイト職員の給与については、地方独立行政法人神戸市民病院機構パートタイマー・アルバイト職員就業規則に、それぞれ定める。

（給料）

第４条　給料は、地方独立行政法人神戸市民病院機構職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「勤務時間等規程」という。）第５条に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、各職員の受ける給料は、その職務の内容、責任の軽重その他勤労に関する条件を考慮したものでなければならない。

（給料表）

第５条　給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1)　給料表(1)（別表第１）

(2)　給料表(2)（別表第２）

(3)　給料表(3)（別表第３）

(4)　給料表(4)（別表第４）

(5)　給料表(5)（別表第５）

(6)　給料表(6)（別表第６）

(7)　指定職給料表（別表第７）

（給料の支払）

第６条　この規程に基づく給料は、その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、職員に給料を支給する際、給料から控除することができる。

(1)　法令で定めるもの

(2)　法第24条第１項ただし書の協定によるもの

２　前項の給与は、労使協定に基づき、原則として職員の預貯金口座に所要金額を振り込むことによって行うものとする。

（給料の支給方法）

第７条　給料は、月の１日から末日までの期間について、その月額の全額を支給する。

２　給料の支給日はその月の20日とする。ただし、支給日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、土曜日及び日曜日をいう。）に当たるときは、順次繰り上げるものとする。

第８条　新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、退職した職員が即日職員となったときは、その日の翌日から給料を支給する。

２　職員が退職し、又は死亡したときは、その日まで給料を支給する。ただし、理事長が別に定めるものについては、前条第１項に規定する期間の末日まで給料を支給することができる。

３　前２項の規定（前項ただし書に係る部分を除く。）により給料を支給する場合であって、前条第１項に規

定する期間の初日から支給するとき以外のとき、又はその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から勤務時間等規程第７条第１項第１号に規定する週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

（初任給）

第９条　新たに職員となった者の給料は、理事長が別に定める初任給基準に従い決定する。

（昇給等の基準）

第 10 条　職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長が別に定めるところにより決定する。

２　前項の規定により号給を決定する場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、理事長が別に定めるところにより、その者の属する職務の級における最高の号給を超えて給料月額を決定することができる。

３　職員の昇給は、毎年７月１日（以下「昇給日」という。）に、昇給日の属する年度の前の年度の４月１日から翌年の３月 31 日までの１年間（以下「評定期間」という。）におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

４　前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を４号給とすることを標準として理事長が定める基準に従い決定するものとする。

５　55 歳（医師及び歯科医師にあっては、60 歳）以上の職員に関する当該年齢に達した日後の最初の４月１日以後における前項の規定の適用については、同項中「４号給」とあるのは、「２号給」とする。

６　職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

７　職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

８　第３項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が定める。

９　就業規則第 26 条の規定により採用された職員（以下「再雇用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再雇用職員の項に掲げる給料月額のうちその者の属する職務の級に応じた額とする。

（再雇用短時間勤務職員の給料月額）

第 10 条の２　再雇用職員のうち勤務時間等規程第５条第２項の規定を適用する職員（以下「再雇用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第９項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、正規の勤務時間を一般の職員の勤務時間（勤務時間等規程第５条第１項に規定する勤務時間をいう。次条及び第 19 条において同じ。）で除して得た額を乗じて得た額とする。

（育児短時間勤務職員の給料月額）

第10条の３　就業規則第49条第２項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第９条及び第10条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、正規の勤務時間を一般の職員の勤務時間で除して得た額を乗じて得た額とする。

（扶養手当）

第 11 条　扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

２　前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1)　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2)　22 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある子

(3)　22 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある孫

(4)　60 歳以上の父母及び祖父母

(5)　22 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある弟妹

(6)　重度心身障害者

３　扶養手当の月額は、前項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき 6,500 円、同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき 12,000 円とする。

４　前項の規定にかかわらず、扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の４月１日から22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、同項の額に、5,000 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を加算した額とする。

５　扶養手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

第 12 条　新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

(1)　新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2)　扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（前条第２項第２号、第３号又は第５号に該当する扶養親族が、22 歳に達した日以後の最初の３月 31 日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

２　扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第１号に掲げる事実が生じた場合にはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者の退職又は死亡の日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

３　扶養手当は、これを受けている職員に更に第１項第１号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第１項第１号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

（地域手当）

第13条　職員に対して地域手当を支給する。

２　地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額に100分の12（東京都の特別区に所在する公署に勤務する勤務する職員にあっては、100分の20）を乗じて得た額とする。

３　給料表(1)の適用を受ける職員又はこれに準ずる者であって理事長が定めるもの（東京都の特別区に所在する公署に勤務する職員を除く。）の地域手当の月額は、当分の間、前項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の16を乗じて得た額とする。

４　前２項の規定にかかわらず、地域手当の月額は、年齢に伴う生計費等を配慮して特別の調整を行う必要があると認めるときは、前項の額に理事長が別に定める額を加算した額とすることができる。

５　地域手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

６　地域手当の支給について、必要な事項は、理事長が別に定める。

（住居手当）

第14条　住居手当は、職員でその住居に係る費用を負担していると認められるものに支給する。

２　住居手当の支給区分及びその月額は、世帯主又はこれに準ずる者のうち神戸市内に居住する者については4,000円（借家又は借間を住居としている者であって理事長が定めるもののうち神戸市内に居住する者については19,000円、神戸市外に居住する者については15,000円とする。

３　前項に規定するこれに準ずる者とは、世帯主以外の職員のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　その居住する住居を借り受け、又は所有する者

(2)　主としてその収入によって当該世帯の生計を支えていると認められる者

４　前３項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、住居手当を支給しない。

(1)　同一世帯において、住居手当の支給を受けている職員がいる場合

(2)　同一世帯において、理事長が定める者で住居手当に相当する手当の支給を受けている者がいる場合

(3)　職員の居住する住居が地方独立行政法人神戸市民病院機構（以下「法人」という。）の宿舎である場合。

５　住居手当は、同一世帯の構成員が職員の居住する住居に係る費用の負担をその雇用者から受けている場合には支給しないことができる。

第 15 条　新たに職員となった者又は職員が新たに前条第１項の職員たる要件を具備するに至った場合若しくは住居、住居表示又は同居者の変更等があった場合においては、その居住の実情をすみやかに理事長に届け出なければならない。

２　職員は、前条第１項の職員でなくなった場合には、前項の例により届け出なければならない。

第 16 条　住居手当の支給は、新たに職員となった者が第１項の職員たる要件を具備する場合においてはその者が職員となった日、職員が新たに同項の職員たる要件を具備するに至った場合においてはその日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、住居手当を支給されている職員が退職し、又は死亡した日、住居手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、前条第１項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

２　住居手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、支給日までに住居手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

（通勤手当）

第 17 条　通勤手当は、理事長が特別の定めをするものを除くほか次に掲げる職員に支給する。

(1)　通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員

(2)　通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員

２　前項第１号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「１箇月当たりの運賃等相当額」という。）が 55,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が２以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、１箇月当たりの運賃等相当額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。

３　第１項第２号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、自動車等を使用する距離（以下「使用距離」という。）が片道５キロメートル未満である職員及び使用距離が片道５キロメートル以上 10 キロメートル未満である職員にあっては 4,400 円、使用距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である職員にあっては 7,100 円、使用距離が片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満である職員にあっては 10,000 円、使用距離が片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満である職員にあっては 12,900 円、使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満である職員にあっては 15,800 円、使用距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満である職員にあっては 18,700 円、使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である職員にあっては 21,600 円、使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である職員にあっては 24,400 円、使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員にあっては 26,200 円、使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員にあっては 28,000 円、使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメ

ートル未満である職員にあっては29,800円、使用距離が片道60キロメートル以上である職員にあっては31,600円とする。

4　前項の規定にかかわらず、第１項第２号に掲げる職員のうち、身体上の障害があるため歩行することが著しく困難であると理事長が認めるものに支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、前項に規定する額の２倍に相当する額を超えない範囲内において理事長が定める額とする。

5　第１項第１号に掲げる職員のうち、併せて自動車等を使用することを常例とするものに支給する支給単位期間当たりの通勤手当の額は、第２項本文の規定及び前２項の例により算出した額の合計額とする。この場合においては、第２項ただし書の規定を準用する。

6　通勤手当は、支給単位期間（理事長が別に定める通勤手当にあっては、理事長が定める期間）に係る最初の月の給料の支給日に支給する。

7　通勤手当を支給される職員につき、離職その他の理事長が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が定める額を返納させるものとする。

8　この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる機関として６箇月を超えない範囲内で１箇月を単位として理事長が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、１箇月）をいう。

9　前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（単身赴任手当）

第18条　勤務地を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他理事長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者に住居から在勤する事業場に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りではない。

2　単身赴任手当の月額は、30,000円（理事長が定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が定める額を加算した額）とする。

3　第１項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員には前２項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4　前３項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

5　単身赴任手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、支給日までに単身赴任手当に係る事実が確認できない等のために、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

（特殊勤務手当）

第19条　職員が特殊の勤務に従事しその勤務に対する給与について特別の考慮を必要とする場合において、これを給料に組み入れることが困難又は不適当な事情があるときは、その勤務の特殊性に応じ、特殊勤務手当を支給することができる。

2　特殊勤務手当の種類及び支給の基準は、次のとおりとする。

(1)　救急病棟等看護業務手当　救急病棟等看護業務手当は、看護師、准看護師又は助産師等（以下「看護師等」という。）で、救急病棟、集中治療室又は手術室を担当する看護等の業務、放射線科を担当する看護等の業務、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第１項に規定する感染症又はこれに準ずる感染性の高いものであって、かつ、理事長が定めるものにかかっている患者を担当する看護等の業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額250円とし、その支給基準は理事長が別に定める。ただし、感染症又はこれに準ずる感染性の高いものに対しては、理事長が特に必要と認める場合、日額27,000円の範囲内で加算することができ、その支給基準及び額は

理事長が別に定める。

(2)　病理死体解剖業務手当　病理死体解剖業務手当は、臨床検査技師で病理死体の解剖業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額500円とする。

(3)　夜間看護業務手当　夜間看護業務手当は、看護師等で、正規の勤務時間が深夜（午後10時から翌日午前５時までの間をいう。以下同じ。）の全部又は一部を含む看護等の業務に従事するものについて支給し、その額は、交代勤務として定められた場合にあっては勤務１回につき4,500円、それ以外の場合にあっては勤務１回につき600　円とし、その支給基準は、理事長が別に定める。また、交代勤務として、夜間看護業務手当の支給対象となる勤務が１月あたり８回を上回る場合は、１回につき500円から2,500円の範囲内で加算することができ、その支給基準及び額は、理事長が別に定める。

(4)　電気主任技術者業務手当　電気主任技術者業務手当は、電気事業法（昭和39年法律法律第170号）第43条第１項に規定する主任技術者の業務に従事する職員に対して支給し、その額は、日額150円とする。

(5)　夜間業務手当　夜間業務手当は、正規の勤務時間が深夜の全部又は一部を含む業務に従事する職員に対して支給し、その額は、正規の勤務時間が深夜の全部を含む業務については勤務１回につき1,600円、正規の勤務時間が深夜の一部を含むものについては、含まれる深夜の時間が４時間以上７時間未満の場合にあっては勤務１回につき1,150円、２時間以上４時間未満の場合にあっては勤務１回につき700円、２時間未満の場合にあっては勤務１回につき250円とする。

(6)　災害待機手当　災害待機手当は、防災指令の発令による勤務であって、職員が事業場内で行う勤務であって、気象庁の予報又は警報、防災指令等の部内伝達等を行うために当該事業場内での待機を命ぜられたもの、事業場内又は災害現場その他の事業場外において、次の防災指令が発せられるまでの間その場で待機を命ぜられたものに従事する職員（防災指令が発令された当日における宿直者及び日直者を除く。）に対して支給し、その額は、勤務１回につき6,500円を超えない範囲内において理事長が定める額とする。

(7)　分娩手当　医師（産科医、小児科医、麻酔科医に限る）又は看護師等が、分娩業務に従事した場合は、業務１回につき医師5,000円、看護師等3,000円を支給する。

(8)　緊急呼出待機手当　緊急呼出に備え、正規の勤務時間以外の時間において、病院長の命令により時間帯を指定した予告を受けて自宅等において待機を行った職員には、その待機１回につき2,000円を支給する。

(9)　夜勤専従手当　看護師等が予め所属長の職務命令により、指定された月において、夜間勤務に専従した場合は、月額20,000円を支給する。

(10)　夜間看護補助業務手当　夜間看護補助業務手当は、看護補助者で、正規の勤務時間が深夜の全部を含む看護補助等の業務に従事するものについて支給し、その額は、勤務１回につき4,500円とする。ただし、１月あたりの回数が４回を上回る場合は、１回につき500円から2,500円の範囲内で加算することができ、その支給基準及び額は、理事長が別に定める。

(11)　夜間等手術業務手当　夜間等手術業務手当は、医師、歯科医師が時間外、休日又は深夜に手術を行った場合に支給し、その額は手術の時間が６時間以上の場合にあっては手術１回につき15,000円、３時間以上６時間未満の場合にあっては手術１回につき10,000円、３時間未満の場合にあっては手術１回につき5,000円、救急部における手術にあっては手術１回につき2,000円とし、その支給に関し必要な事項については、別途理事長が定める。

(12)　看護業務遅出手当　看護業務遅出手当は、看護師等が、夜間看護業務手当の対象とならない遅出勤務に従事するものに支給し、その額は、遅出勤務１回につき600円とし、その支給基準は、理事長が別に定める。

(13)　看護職員処遇改善手当　看護職員処遇改善手当は、看護師等で、神戸市立医療センター中央市民病院、神戸市立医療センター西市民病院及び神戸市立西神戸医療センターに勤務する者に対して、月額10,100円を支給する。

３　特殊勤務手当の計算期間は、月の１日から末日までとする。

４　特殊勤務手当は、その月分をその月の翌月における第７条第２項に規定する給料の支給日に支給する。
５　第８条の規定は、特殊勤務手当の支給方法について準用する。
６　育児短時間勤務職員に対して支給する特殊勤務手当（その額が月額に定められたものに限る。）の額は、第２項各号の規定にかかわらず、これらの規定による支給額に、それぞれの勤務時間を一般の職員の勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（管理職手当）

第 20 条　管理又は監督の地位にある職員の職のうち、第２項に定める者について、その職務の特殊性に基づき、その職にある者に対し、管理職手当を支給することができる。
２　管理職手当の支給を受けることとなる職及びその職にある職員に対する月額は次に掲げる額とする。
(1)　病院長、副院長（病院長代行である者に限る。）　139,000 円
(2)　法人本部長、事務局長（給料表(4)８級の者に限る。）及び、担当局長・参与　131,000 円
(3)　副院長（病院長代行である者を除く。）　134,000 円
(4)　院長補佐（第７号で定める者を除く。）　123,000 円
(5)　部長（医療職に限る。）　112,000 円
(6)　事務局長（第２号で定める者を除く。）、部長（前号で定める者を除く。）、担当部長・参事及び室長（第８号で定める者を除く。）　107,000 円
(7)　院長補佐（給料表(3)６級の者に限る。）　97,000 円
(8)　副部長、薬剤長、技師長、技士長、副技師長（給料表(2)６級の者に限る。）、副薬剤長（給料表(2)６級の者に限る。）、室長（給料表(2)６級の者に限る。）、課長・担当課長及び主幹　89,000 円
(9)　課長補佐　77,000 円
３　管理職手当は、給料の支給方法に準じて支給する。
４　その他管理職手当の支給方法については、理事長が別に定める。

（看護師長手当）

第 20 条の２　看護師のうち師長である者には、看護師長手当を支給し、その月額は、20,000 円とする。
２　看護師長手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

（専門看護師等手当）

第 20 条の３　専門看護師等手当は、次のいずれにも該当する場合に支給する。
(1)　理事長が指定する専門看護師又は認定看護師（以下「専門看護師等」という。）として認定されている者
(2)　専門看護師等として認定されている分野の看護業務を行い、その資格が業務に直接役立つと認められる看護師等である者
２　前項の手当の月額は、専門看護師については、5,000 円、認定看護師については、3,000 円とする。
３　専門看護師等手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

（初任給調整手当）

第 21 条　次に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、採用の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から初任給調整手当として支給する。

給料表(6)の適用を受ける職員で助産師、看護師の職務の１級、２級及び３級の職であるもの　月額 8,500 円

２　前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。
３　初任給調整手当は、給料の支給方法に準じて支給する。
４　その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

（医師手当）

第 21 条の２　給料表(1)及び指定職給料表の適用を受ける職員で医師又は歯科医師であるもののうち採用に

よる欠員の補充が困難であると理事長が認めるものについて、医師手当を支給する。
2　医師手当は、定額部分と加算部分との合計額とする。
3　定額部分の額は、月額150,400円の範囲内とし、その支給基準及び額は理事長が別に定める。
4　加算部分は、理事長が別に定める資格を有し、職務にその資格が直接役立つと認められる場合に支給する。
5　加算部分の額は、月額で職員の有する資格の数に5,000円を乗じた額とする。ただし、その額が10,000円を超えるときは、10,000円とする。
6　第1項の職に在職する職員のうち、同項の規定により医師手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、医師手当を支給することができる。
7　医師手当は、給料の支給方法に準じて支給する。
8　その他医師手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

（給与の減額）

第22条　職員が勤務しないときは、勤務時間等規程第7条第1項に規定する休日のうち第2号及び第3号に規定するもの（以下、単に「休日」という。）である場合、休暇による場合その他勤務しないことにつき理事長の承認（育児休業等規程第15条に規定する育児部分休業の承認及び第26条に規定する介護部分休業の承認を除く。）（以下本条中「特別承認」という。）があった場合を除くほか、その勤務しない時間1時間につき、第31条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
2　前項の特別承認とは、次の各号に定める基準により理事長が勤務しないことにつき承認を与えた時間又は日をいう。
(1)　勤務時間等規程第14条第4号⑨を除く各号（勤務時間等規程第14条第3号の規程に基づく場合にあっては、理事長が別に定めるものに限る。）の規定に基づきその義務を免除されたとき
　そのつど必要と認める時間又は日（ただし、勤務時間等規程第14条第4号③にあっては、1週間を超えない範囲内でそのつど必要と認める日）
(2)　職員と生計を一にする親族の葬祭、分娩又は職員の親族の風水震火災等による災害、その他の私事故障により勤務しないとき（以下「事故による欠勤」という。）
　そのつど必要と認める時間又は日（当該年度内を通じて10日間を限度とする。）

第23条　前条に規定する場合、勤務時間等規程第7条第1項第2号及び第3号に規定する休日である場合及び休暇による場合のほか、勤務を要するときにおいて勤務しないとき（特別承認を受けたときを含む。）は、すべて給与を減額する。
2　減額すべき給与額は、給料、地域手当、初任給調整手当、医師手当及び特殊勤務手当のそれぞれに対応する額に分け、次期以降の計算期間において支給する当該給与から減ずるものとする。
3　前項の場合において、退職、休職等の事由により減額すべき給与額が次期以降の計算期間において支給する当該給与から減額することができないときは、その他の未支給の給与から減ずるものとする。
4　職員が、承認がなくて勤務しなかった時間数、育児部分休業の承認及び介護部分休業の承認を受けて勤務しなかった時間数は、その計算期間ごとに通算し、その時間数に1時間未満の端数が生じた場合は、時間外勤務手当の計算の例により処理するものとする。

（月の全日を欠勤により勤務しなかった場合の給与の支給）

第24条　前条にかかわらず、別に定めるものを除き、職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって事故による欠勤により勤務しなかった場合はいかなる給与も支給しない。

（時間外勤務手当）

第25条　正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第31条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合から100分の150までの範囲内で理事長が定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
(1)　正規の勤務時間が割り振られた日（次条第2項の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休

日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務　100 分の 125

(2)　12 月 29 日から翌年の１月３日までの日（以下「年末年始」という）における勤務　100 分の 150

(3)　前２号に掲げる勤務以外の勤務　100 分の 135

２　再雇用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員又は勤務時間等規程第 11 条の２により育児休業期間中の就労を命ぜられた職員（以下「短時間勤務職員等」という。）の勤務の時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種のものを占める職員の正規の勤務時間に達するまでの間の当該正規の勤務時間外の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合から 100 分の 150 までの範囲内で理事長が定める割合」とあるのは、「100 分の 100」とする。

３　第１項の規定にかかわらず、勤務時間等規程第 12 条の規定により、あらかじめ同規程第５条第１項、第７条第１項及び第８条第１項の規定により割り振られた１週間当たりの正規の勤務時間（以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間に対して、勤務１時間につき、第 31 条に規定する勤務１時間当たりの給与額に 100 分の 25 を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

４　正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間を合計した時間が１か月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、第１項及び前項の規定にかかわらず、勤務１時間につき、第31条に規定する勤務１時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務の時間にあっては 100 分の 150（その勤務が午後 10 時から翌日の午前５時までの間である場合は 100 分の 175）、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間にあっては 100 分の 50 をそれぞれ乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

５　時間外勤務手当は、その月分をその月の翌月における第７条第２項に規定する給料の支給日に支給する。

（休日勤務手当）

第 26 条　職員には、正規の勤務時間が割り振られた日が勤務時間等規程第７条第１項第２号及び第３号に規定する休日に当たっても、正規の給与を支給する。

２　休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第 31 条に規定する勤務１時間当たりの給与額に 100 分の 135（年末年始における勤務にあたっては 100 分の 150）を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。ただし、当該休日が勤務時間等規程第 12 条の規定に基づき他の日に振り替えられた職員には、当該休日勤務手当は支給しない。

３　休日勤務手当は、その月分をその月の翌月における第７条第２項に規定する給料の支給日に支給する。

（夜間勤務手当）

第 27 条　正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前５時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務１時間につき第 31 条に規定する勤務１時間当たりの給与額の 100 分の 25 を夜間勤務手当として支給する。

（宿日直手当）

第 28 条　宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた医師（部長級以上に限る。）には、その勤務１回につき 45,000 円、勤務時間が５時間未満の場合は、勤務１回につき 22,500 円を、宿日直手当として支給する。医師（医長級以下）には、その勤務１回につき 39,300 円、勤務時間が５時間未満の場合は、勤務１回につき 19,650 円を、宿日直手当として支給する。

２　前項の規定にかかわらず、救急当直の当番医等実働を伴った場合は、別表第８により支給する。

３　宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた薬剤師、看護師等、診療放射線技師、臨床検査技師又は事務職員には、その勤務１回につき 15,600 円、勤務時間が５時間未満の場合は、その勤務１回につき 7,800 円を、宿日直手当として支給する。

４　宿直又は日直勤務中において所属長の命によりその本務に従事した場合においては、次の各号により算出して得た金額を宿直又は日直手当の額から減額して支給する。

(1)　宿直手当の 15 分の１の額にその本務に従事した勤務時間数を乗じて得た金額
(2)　日直手当の９分の１の額にその本務に従事した勤務時間数を乗じて得た金額
５　前４項に掲げる手当が支給されるときは、第 25 条に規定する時間外勤務手当及び第 26 条に規定する休日勤務手当は支給しない。
６　宿日直手当は、その月分をその月の翌月における第７条第２項に規定する給料の支給日に支給する。

（医師緊急対応勤務手当）

第 28 条の２　臨時又は緊急を要する患者対応のために、病棟等に勤務する職員から要請を受けて勤務した医師（理事長が指定するものに限る。）については、実働時間に応じ、別表第８により、医師緊急対応勤務手当として支給する。

（管理職員特別勤務手当）

第 29 条　第 20 条の規定に基づく理事長が指定する職にある職員で管理若しくは監督の複雑、困難及び責任の度を考慮して理事長が定めるもの又は指定職給料表の適用を受ける職員が（次項において「管理職員」と総称する。）臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日に理事長が定める勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給することができる。
２　前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日以外の日の午前０時から午前５時までの間であって正規の勤務時間以外に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別手当を支給することができる。
３　管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1)　第１項に規定する場合　同項の規定による勤務１回につき、12,000 円を超えない範囲内において理事長が定める額とする。ただし、当該勤務に従事する時間等を考慮して理事長が定める勤務にあっては、その額に 100 分 150 の範囲内において理事長が定める割合を乗じて得た額とすることができる。
(2)　前項に規定する場合　同項の規定による勤務１回につき、6,000 円を超えない範囲内において理事長が定める額
４　管理職員特別勤務手当は、その月分をその月の翌月における第７条第２項に規定する給料の支給日に支給する。
５　前４項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（特定の職員についての適用除外及び特例）

第 30 条　管理又は監督の地位にある職員の職のうち、理事長が指定するものについては、第 25 条、第 26 条第２項及び同条第３項の規定は適用しない。
２　指定職給料表の適用を受ける職員については、第 10 条から第 12 条まで、第 14 条から第 21 条まで、第 25 条、第 26 条第２項、同条第３項及び第 27 条及び第 28 条の規定は適用しない。
３　再雇用職員については、第 11 条から第 16 条まで（第 13 条第１項、第２項、第５項及び第６項を除く。）、第 21 条及び第 28 条の２の規定は適用しない。

（勤務１時間当たりの給与額）

第 31 条　勤務１時間当たりの給与額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額並びに初任給調整手当、医師手当並びに特殊勤務手当等のうち理事長の指定するものの月額の合計額に 12 を乗じ、その額を１週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから理事長が定める時間を減じたもので除して得た額とする。

（期末手当）

第 32 条　期末手当は、６月１日又は 12 月１日（以下この条から第 36 条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職をし、若しくは就業規則第 27 条第７号の規定により解雇され、又は死亡をした職員についても同様とする。
２　期末手当の額は、算定基礎額に 100 分の 125（管理職手当の支給を受ける職員で第 20 条第２項第１号から６号に掲げるもの及び指定職の職員（第５条第６号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員をいう。）（以下これらを「特定幹部職員」という。）にあっては 100 分の 105 及び再雇用職員にあっては 100 分の 70 を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)　６箇月　100 分の 100
(2)　５箇月以上６箇月未満　100 分の 80
(3)　３箇月以上５箇月未満　100 分の 60
(4)　３箇月未満　100 分の 30

３　前項の算定基礎額は、それぞれその基準日現在（退職をし、若しくは解雇され、又は死亡をした職員にあっては、退職をし、若しくは解雇され、又は死亡をした日現在）における職員の給料、扶養手当及びこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

４　第５条第４号に規定する給料表(4)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が２級以上であるもの及びこれと同等であると考慮しうるものとして理事長が定めるもの並びに同条に規定する給料表(4)以外の給料表の適用を受ける職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する者として理事長が定めるものの算定基礎額は、前項の規定にかかわらず、同項の額に、給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 100 分の 20 を超えない範囲内で職務段階等に応じて理事長が定める割合を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員のうち　理事長が定めるものにあっては、その額に管理職手当の月額を超えない範囲内で理事長が定める額を加算した額）を加算した額とする。

第 33 条　前条第１項及び第 35 条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1)　基準日から当該基準日に対応する理事長が定める期末手当を支給する日（以下これらの日を「支給日」という。）の前日までの間に就業規則第 53 条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
(2)　基準日前１箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職をした職員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職をした日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
(3)　次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第 34 条　理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職をしたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1)　離職をした日から当該支給日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第３項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
(2)　離職をした日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する市民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき

２　理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1)　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
(2)　一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
(3)　一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して１年を経過した場合

３　前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を

差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
4　理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
5　前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。
第35条　基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（理事長が定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、給与のうち当該基準日に係る期末手当に限り、支給する。
2　基準日に育児休業をしている職員（育児休業の期間（次項に規定する育児休業の期間をいい、当該期間が2以上あるときは、これらの期間を合算した期間。）が1箇月以下である者を除く。）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（勤務時間等規程第 16 条に規定する休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、育児休業をしていた期間以外の期間を含む。）がある職員に係る第 32 条第2項に規定する在職期間の算定については、育児休業をしていた期間の2分の1の期間を除算する。
3　前項に規定する育児休業の期間とは、基準日以前6箇月以内の期間とその一部又は全部が重複する育児休業の期間の初日から末日（育児休業の期間を延長した場合にあっては当該延長の期間の末日とし、育児休業が終了した場合にあっては当該終了の日とする。）までの期間をいう。
4　基準日以前6箇月以内の期間において就業規則第50条第1項に規定する自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）又は就業規則第50条第2項に規定する配偶者同行休業（以下「配偶者同行休業」という。）をした期間がある職員にかかる第32条第2項に規定する在職期間の算定については、当該自己啓発等休業又は配偶者同行休業をした期間の2分の1に相当する期間を除算する。
（勤勉手当）
第36条　勤勉手当は、6月1日又は12月1日（以下この条において「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職をし、若しくは就業規則第27条第7号の規定により解雇され、又は死亡をした職員についても、同様とする。
2　勤勉手当の額は、算定基礎額に、100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125及び再雇用職員にあっては、100分の50）を乗じて得た額に、理事長が定める割合を乗じて得た額とする。
3　第32条第3項及び第4項の規定は、勤勉手当の算定基礎額について準用する。この場合において、同条第3項中「前項」とあるのは「第36条第2項」と、「職員の給料、扶養手当及びこれらに対する地域手当」とあるのは「職員の給料及びこれに対する地域手当」と、同条第4項中「前項」とあるのは「第36条第3項に準用する前項」と読み替えるものとする。
4　理事長は、必要があると認めたときは、第2項に規定する算定基礎額に乗じる割合を予算の範囲内において変更することができる。
5　第33条及び第34条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第33条中「前条第1項」とあるのは「第36条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第36条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び第34条において同じ。）から」と、同条第4号中「次条第1項」とあるのは「第36条第5項において準用する次条第1項」と読み替えるものとする。
（休職者の給与）
第37条　職員が結核性疾患により就業規則第18条第1号に掲げる事由に該当して休職させられたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、地域手当、扶養手当及び住居手当の100分の80（再雇用職員にあっては、給料及び地域手当の 100 分の 80 を上限とする額で理事長が定めるもの）を支給することができる。
2　職員が前項以外の心身の故障により就業規則第 18 条第1号に掲げる事由に該当して休職させられたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、地域手当、扶養手当及び住居手当の100分の80（再雇用職員にあっては、給料及び地域手当の 100 分の 80 を上限とする額で理事長が定めるもの）

を支給することができる。

3　職員が就業規則第 18 条第２号に掲げる事由に該当して休職させられたときは、その休職の期間中、これに給料、地域手当、扶養手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60 以内を支給することができる。

4　職員が、就業規則第 18 条第３号及び第４号に該当して休職させられたときは、その休職の期間中、理事長が定めるところに従いこれに給料、地域手当、扶養手当、初任給調整手当、医師手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 100 以内を支給し、又は支給しないことができる。

5　職員が、就業規則第 18 条第５号の規定により休職させられたときは、その休職の期間中は、理事長の定めるところにより、第 38 条に定める休業給付金を支給することができる。

6　就業規則第 18 条各号の規定により休職にされた職員には、別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

（休業給付金）

第 38 条　職員が、勤務しないことを命じられ、給与の支給がない場合又は給与の減額がある場合は、休業給付金を支給することができる。

2　休業給付金は、給料、地域手当、扶養手当、初任給調整手当、医師手当及び住居手当等のそれぞれ 100 分の 100 以内とし、支給基準及び額は理事長が別に定める。

（一時金）

第 39 条　理事長は、運営上必要な場合に一時金を支給することができる。

2　一時金の支給にあたっては、経営上の観点から経営に悪化の影響のない場合に限る。

3　一時金の額・支給基準等については、理事会の決議により決定する。

（施行の細目）

第 40 条　この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が定める。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成 21 年４月１日から施行する。

（施行日の前日において神戸市給与条例及び労務職員給与規則が適用されていた職員に係る経過措置）

2　この規程が適用される職員（公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号。以下「派遣法」という。）第２条第１項による派遣職員を除く。）のうち、施行日の前日において神戸市職員の給与に関する条例（昭和 26 年３月条例第８号。以下「神戸市給与条例」という。）及び労務職員の給与等に関する規則（昭和 31 年７月 23 日規則第 40 号。以下「労務職員給与規則」という。）が適用されていた職員の給料については、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、神戸市職員給与条例及び労務職員給与規則に定める給料表に基づき、施行日の前日に受けていた職務の級の期間を、施行日に受ける職務の級の期間に通算する。

（引継職員等に係る給料の決定）

3　平成 21 年４月１日（以下「施行日」という。）において、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 59 条第２項の規定及び地方独立行政法人神戸市民病院機構への職員の引継に関する条例（平成 21 年神戸市条例第 21 号）により神戸市職員から引き続き法人の職員となった者（以下「引継職員等」という。）に適用する給料表は、当該職員が施行日の前日に適用されていた次の表の左欄に定める給料表に対応する右欄に定める給料表を適用するものとする。

施行日の前日に適用を受けていた給料表	施行日に適用する給料表
医療職給料表(1)	給料表(1)
医療職給料表(2)	給料表(2)（助産師、看護師、准看護師以外の職員）

	給料表(3)（助産師、看護師、准看護師）
行政職給料表	給料表(4)
労務職給料表	給料表(5)
指定職給料表	指定職給料表

（神戸市からの派遣職員の給与）

4　派遣法第２条第１項の規定に基づき、神戸市から法人に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の給与については、この規程の規定にかかわらず、当分の間、神戸市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第８号。以下「給与条例」という。）及び労務職員の給与等に関する規則（昭和31年規則第40号。以下「労務規則」という。）その他神戸市の関係規定の定めるところにより算定した額に相当する額を支給する。ただし、この規程に定めるその他の手当について給与条例に相当する手当がないときは、この規程による手当を支給する。

5　前項の規定により、給与条例その他神戸市の関係規定に基づき派遣職員に給与を支給するに当たり、扶養手当その他の手当の認定を行う場合においては、これらの規定中「任命権者」とあるのは、「理事長」と読み替えて適用する。

6　施行日の前日において給与条例及び労務規則が適用されていた職員に係る扶養手当、住居手当、通勤手当及び特殊勤務手当については、その法人の成立の日の前日に神戸市給与条例その他の神戸市の関係規定に基づき、神戸市の任命権者により認定を受けていた内容をもって、当該内容に変更がない限り、この規程により認定を受けたものとみなす。

7　施行日の前日に給与条例第３条第１項第４号アに規定する医療職給料表(1)の適用を受けていた職員であって、施行日以降第５条第１号に規定する給料表(1)の適用を受ける者の給料月額が、施行日の前日において受けていた給料を超えない範囲内で理事長が定める額に達しないこととなる職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額を超えない範囲内で理事長が定める額を給料として支給する。

8　法人本部長の給料については、第５条の規定にかかわらず、給与条例第３条第１項第１号に規定する行政職給料表による。

9　平成21年４月１日から平成22年３月31日までの間においては第20条中「158,000円」とあるのは「134,300円」と、「131,000円」とあるのは「117,900円」と、「122,000円」とあるのは「109,800円」とする。ただし、第32条第３項に規定する算定基礎額となる場合は、この限りでない。

附　則（平成21年5月28日）

（施行期日）

1　この規程は、公布の日から施行する。

（検討）

2　平成21年６月１日を基準日とする期末手当及び勤勉手当についての算定基礎額に乗じる割合に関するこの規程による改正後の規定にかかわらずなお従前の例によるとした場合に用いられる割合とこの規程による改正後の関係規定を適用した場合に用いられる割合との差に相当する割合に係るこれらの手当の取扱いについては、諸情勢を勘案しつつ検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

附　則（平成21年11月26日）

（施行期日）

1　第32条第２項および第36条第２項に関する規定は、平成21年12月１日から施行する。

2　別表第２から別表第６までに関する規定は、平成22年１月１日から施行する。

3　第13条第２項から第３項、第32条第２項及び第36条第２項に関する規定は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成22年３月26日）
この規程は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成22年11月29日）
（施行期日）
1　第19条第２項、第25条第１項、第26条第２項、第32条第２項及び第36条第２項に関する規定は、平成22年12月１日から施行する。
2　第19条第２項及び別表第２から別表第６に関する規定は、平成23年１月１日から施行する。
3　第32条第２項及び第36条第２項に関する規定は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成23年３月29日）
この規程は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成24年３月30日）
（施行期日）
1　第19条第２項第３号及び第22条第２項に関する規定は、平成24年４月１日から施行する。
2　第19条第２項第８号に関する規定は、平成24年６月１日から施行する。

附　則（平成24年11月29日）
この規程は、平成25年１月１日から施行する。

附　則（平成25年３月26日）
この規程は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成25年10月30日）
この規程は、平成25年11月１日から施行する。

附　則（平成26年３月27日）
この規程は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成26年11月26日）
（施行期日）
1　第17条第３項及び第21条第１項に関する規定は、平成26年11月26日から施行し、平成26年４月１日に遡及して適用する。ただし、平成26年12月１日に在職する職員に適用するものとする。
2　第36条第２項に関する規定は、平成26年12月１日から施行する。

附　則（平成26年12月15日）
（施行期日）
別表第１から別表第５までに関する規定は、平成26年12月15日から施行し、平成26年４月１日に遡及して適用する。ただし、平成26年12月１日に在職する職員に適用するものとする。

附　則（平成27年３月26日）
（施行期日）
1　この規程は、平成27年４月１日から施行する。
（切替日前の異動者の号給の調整）

2　平成27年４月１日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料月額の切替えに伴う経過措置）

3　切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額を超えない範囲内で理事長が定める額に達しないこととなるもの（理事長が定める職員を除く）には、平成30年３月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を超えない範囲内で理事長が定める額を給料として支給する。

4　切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

5　切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前２項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が定めるところにより、前２項の規定に準じて、給料を支給する。

（平成30年３月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例）

6　切替日から平成30年３月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の左欄に掲げるこれらの規程の適用については、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第13条第２項	100分の12	100分の12を超えない範囲内で理事長が定める割合
	100分の20	100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合
第13条第３項	100分の16	100分の16を超えない範囲内で理事長が定める割合
第18条第２項	30,000円	30,000 円を超えない範囲内で理事長が定める額

附　則（平成28年３月１日）

（施行期日）

1　第21条第１項、附則第１条第７項、別表第１から別表第６までに関する規定は、平成28年３月１日から施行し、平成27年４月１日に遡及して適用する。ただし、平成28年３月１日に在職する職員に適用するものとする。

2　第36条第２項に関する規定は、平成27年12月１日から施行する。ただし、平成28年３月１日に在職する職員に適用するものとする。

附　則（平成28年３月25日）

（施行期日）

1　この規程は、第19条第２項第10号に関する規定を除き、平成28年４月１日から施行する。

2　第19条第２項第10号に関する規定の施行日は、別に理事長が定める。

（平成31年３月31日までの間における住居手当に関する経過措置）

３　平成28年４月１日から平成29年３月31日までの間における住居手当の支給に関する第14条第２項の規定の適用については、同項中「神戸市内に居住する者については4,000円」とあるのは「神戸市内に居住する者については7,900円、神戸市外に居住する者については6,900円」と、「19,000円」とあるのは「13,300円」と、「15,000円」とあるのは「12,300円」とする。

４　平成29年４月１日から平成30年３月31日までの間における住居手当の支給に関する第14条第２項の規定の適用については、同項中「神戸市内に居住する者については4,000円」とあるのは「神戸市内に居住する者については6,600円、神戸市外に居住する者については4,600円」と、「19,000円」とあるのは「15,200円」と、「15,000円」とあるのは「13,200円」とする。

５　平成30年４月１日から平成31年３月31日までの間における住居手当の支給に関する第14条第２項の規定の適用については、同項中「神戸市内に居住する者については4,000円」とあるのは「神戸市内に居住する者については 5,300 円、本市外に居住する者については 2,300 円」と、「19,000 円」とあるのは「17,100円」と、「15,000円」とあるのは「14,100円」とする。

附　則（平成28年11月29日）

（施行期日）

１　第21条第１項に関する規程は、平成28年11月29日から施行し、平成28年４月１日に遡及して適用する。ただし、平成28年12月１日に在職する職員に適用するものとする。

２　第36条第２項に関する規程は、平成28年12月１日から施行する。

附　則（平成29年3月30日）

（施行期日）

１　別表第１から別表第５までに関する規定は、平成29年３月31日から施行し、平成28年４月１日に遡及して適用する。ただし、平成29年３月31日に在職する職員に適用するものとする。

２　この規程は、別表第１から別表第５までに関する規定を除き、平成29年４月１日から施行する。

（施行日の前日において一般財団法人神戸市地域医療振興財団給与規程が適用されていた職員に係る経過措置）

３　この規程が適用される職員のうち、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において一般財団法人神戸市地域医療振興財団給与規程（以下「地域医療振興財団給与規程」という。）が適用されていた職員の給料については、施行日の前日において、地域医療振興財団給与規程に定める給料表に基づき、施行日の前日に受けていた職務の級の期間を、施行日に受ける職務の級の期間に通算する。

（地域医療振興財団引継職員に係る給与）

４　施行日の前日において地域医療振興財団給与規程が適用されていた職員に係る扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当及び専門看護師等手当については、施行日の前日に地域医療振興財団給与規程その他一般財団法人地域医療振興財団（以下「地域医療振興財団」という。）の関係規定に基づき、地域医療振興財団の理事長により認定を受けていた内容をもって、当該内容に変更がない限り、この規程により認定を受けたものとみなす。

５　施行日の前日に地域医療振興財団給与規程第11条に規定する給料表の適用を受けていた職員であって、施行日以降地域医療振興財団引継職員の給料月額が、施行日の前日において受けていた給料に達しないこととなる職員には、平成30年３月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を超えない範囲内で理事長が定める額を給料として支給する。

附　則（平成29年11月30日）

（施行期日）

１　第21条第１項に関する規程は、平成29年11月30日から施行し、平成29年４月１日に遡及して適用

する。ただし、平成29年12月１日に在職する職員に適用するものとする。
２　第36条第２項に関する規程は、平成29年12月１日から施行する。

附　則（平成30年３月１日）
（施行期日）
１　別表第１から別表第６までに関する規程は、平成30年３月１日から施行し、平成29年４月１日に遡及して適用する。ただし、平成30年３月１日に在職する職員に適用するものとする。

附　則（平成30年３月28日）
（施行期日）
１　この規程は、平成30年４月１日から施行する。
（平成32年３月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）
２　平成30年４月１日から平成31年３月31日までの間における第11条第３項及び第12条の規定の適用については、同項中「及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族については6,500円、同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき12,000円」とあるのは「に該当する扶養親族については11,500円、同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき9,000円（職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち１人については12,000円）、同項第３号から第６号までに該当する扶養親族については１人につき6,500円（職員に配偶者がない場合において、扶養親族たる子がないときにあっては、そのうち１人については10,000円）」と、同条第１項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第１号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）」と、「(2)扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（前条第２項第２号、第３号又は第５号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の３月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは「(2)扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（前条第２項第２号、第３号又は第５号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の３月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）(3)前条第２項第２号から第６号までに掲げる扶養親族（以下「配偶者以外の扶養親族」という。）がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）　(4)配偶者以外の扶養親族がある職員が配偶者を有するに至った場合（第１号に該当する場合を除く。）」と、同条第３項中「場合又は」とあるのは「場合、扶養手当を受けている職員について同項第３号若しくは第４号に掲げる事実が生じた場合又は」と、「の改定」とあるのは「の改定（配偶者以外の扶養親族で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち配偶者以外の扶養親族で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の支給額の改定」とする。
３　平成31年４月１日から平成32年３月31日までの間における第11条第３項及び第12条の規定の適用については、前項の規定を準用する。この場合において、前項中「11,500円」とあるのは「8,000円」と、「9,000円」とあるのは「11,000円」と、「10,000円」とあるのは「7,500円」と、それぞれ読み替えるものとする。

附　則（平成30年７月１日）
第25条第２項に関する規程は、平成30年７月１日から施行し、平成30年４月１日に遡及して適用する。

附　則（平成31年３月28日）
（施行期日）
１　第21条第１項、第28条第１項及び第３項に関する規定は、平成31年３月29日から施行し、平成30年

４月１日に遡及して適用する。ただし、平成 31 年３月 29 日に在籍する職員に適用するものとする。
２　第 28 条第２項、第 28 条の２及び第 31 条に関する規定は、平成 31 年４月１日から施行し、平成 29 年１月１日に遡及して適用する。
３　第 20 条、第 29 条及び第 32 条第２項に関する規程は、平成 31 年４月 1 日から施行する。
４　第 36 条第２項に関する規程は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。ただし、平成 31 年３月 29 日に在籍する職員に適用するものとする。

附　則（平成 31 年３月 28 日）
（施行期日）
１　第 36 条第２項に関する規程は、平成 31 年４月 1 日から施行する。

附　則
この規程は、令和元年７月１日から施行する。

附　則（令和元年 12 月５日）
１　第 36 条第２項に関する規程は、令和元年 12 月５日から施行し、令和元年 12 月 1 日に遡及して適用する。
２　第 37 条に関する規程は、令和２年１月１日から施行する。
３　第 22 条第２項及び第 24 条に関する規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則
１　この規程は、令和２年４月１日から施行する。
２　別表第１から別表第６までに関する規程は、令和２年３月 31 日から施行し、平成 31 年４月１日に遡及して適用する。ただし、令和２年３月 31 日に在職する職員に適用するものとする。

附　則
この規程は、令和２年５月１日から施行する。ただし、令和２年４月１日に在職する職員については、同年２月１日に遡及して適用する。

附　則
１　この規程は、令和２年６月１日から施行する。
２　第 19 条第１項第１号に関する規定は、令和２年４月１日に在職する職員については、同年２月１日に遡及して適用し、令和２年４月２日から令和２年５月３１日の間に新たに職員となった者については、職員となった日に遡及して適用する。
３　第 37 条に関する規定は、令和２年５月 29 日に遡及して適用する。
４　第 38 条に関する規定は、令和２年４月１日に遡及して適用する。

附　則
１　この規程は、令和２年 12 月８日から施行する。
２　第 20 条及び第 32 条第２項に関する規定は、令和２年 12 月１日に遡及して適用する。

附　則
１　この規程は、令和３年２月 17 日から施行する。
２　第 19 条第２項第１号に関する規定は、令和２年 12 月 25 日に遡及して適用する。

附　則（令和３年３月 29 日）

（施行期日）

1　この規程は、令和３年４月１日から施行する。

（号給の切替えによる経過措置）

2　施行日前日から引き続き給料表(6)の適用をうける職員において、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員（別に定める者を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

3　施行日前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項の規定により差額に相当する額を給料として支給される職員（以下「前項の職員」という。）を除く。）について、前項の職員との権衡上必要があると認められる場合は、当該引き続き給料表の適用を受ける職員には、理事長が別に定めるところにより、前項の規定に準じて、給料を支給する。

4　施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して、前２項の規定による給料を支給される職員及びその他の職員との権衡上必要があると認められる場合は、理事長が別に定めるところにより、前２項の規定に準じて、給料を支給する。

5　前３項の規定による給料を支給される職員については、給与規程中「給料」とあるのは、「給料と給与規程附則（令和３年３月 29 日）第２項の規定による給料の額との合計額」とする。

（退職手当に関する経過措置）

6　施行日の前日において給料表(6)の適用を受けていた職員が退職し、又は死亡し、地方独立行政法人神戸市民病院機構退職手当規程（以下「退職手当規程」という。）に規定する退職手当の支給を受けることとなる場合において、退職又は死亡の日の給料月額が、その者が施行日の前日に受けていた給料月額に満たないときは、施行日の前日に受けていた給料月額をもって、退職手当規程第６条に規定する給料月額とする。

（医師手当にかかる経過措置）

7　施行日の前日から引き続き第 21 条第１項第１号に規定する初任給調整手当の支給を受ける職員において、施行日以後に第 21 条の２に規定する医師手当の支給額が、施行日以前の規定による初任給調整手当額に達しないこととなる職員には、医師手当のほか、その差額に相当する額を医師手当として支給する。

附　則

1　この規程は、令和３年 12 月７日から施行する。

2　第 32 条第２項に関する規定は、令和３年 12 月１日に遡及して適用する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

1　この規程は、令和４年７月１日から施行する。

2　第 20 条の３第１項第２号に関する規定は、令和４年４月１日に遡及して適用する。

附　則

1　この規程は、令和４年 12 月９日から施行する。

2　第 36 条第２項に関する規定は、令和４年 12 月１日に遡及して適用する。

附　則

1　この規程は、令和５年４月１日から施行する。

2　別表第１から別表第６までに関する規定は、令和５年３月 31 日から施行し、令和４年４月１日に遡及して適用する。ただし、令和５年３月 31 日に在職する職員に適用するものとする。

3　別表第６備考２に関する規定は、上記に関わらず令和５年４月１日から施行する。

附　則

1　この規程は、令和５年７月１日から施行する。

2　第 32 条第２項及び第 36 条第２項に関する規定は、令和５年６月１日に遡及して適用する。

附　則

1　この規程は、令和５年 12 月５日から施行する。

2　第 32 条第２項及び第 36 条第２項に関する規定は、令和５年 12 月１日に遡及して適用する。

別表第１　給料表（１）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	219,700	283,200	362,200	430,000	482,000
2	222,200	286,200	365,000	433,200	485,600
3	224,700	289,200	367,600	436,400	489,200
4	227,200	292,200	370,300	439,600	492,800
5	229,700	295,200	373,100	442,900	496,500
6	232,200	298,300	375,700	445,900	500,200
7	234,700	301,400	378,300	448,900	503,900
8	237,200	304,500	380,900	451,900	507,600
9	239,800	307,600	383,600	454,900	511,200
10	242,400	310,600	386,200	458,000	514,900
11	245,000	313,600	388,800	460,900	518,600
12	247,600	316,700	391,400	463,900	522,300
13	250,200	319,700	394,100	466,800	526,000
14	253,000	322,400	396,800	469,700	529,800
15	255,800	325,100	399,500	472,600	533,600
16	258,600	327,700	402,200	475,400	537,400
17	261,200	330,400	404,700	478,200	541,100
18	264,200	332,900	407,400	481,100	544,700
19	267,200	335,400	410,100	483,900	548,300
20	270,200	337,900	412,800	486,800	551,900
21	273,200	340,300	415,200	489,600	555,600
22	276,200	342,700	417,900	492,300	559,100
23	279,200	345,100	420,600	495,000	562,600
24	282,200	347,500	423,200	497,700	566,100
25	285,200	350,000	425,800	500,300	569,400
26	288,200	352,800	428,400	502,900	572,400
27	291,300	355,400	431,000	505,400	575,400
28	294,300	358,200	433,600	508,000	578,400
29	297,300	361,000	436,200	510,500	581,300
30	300,100	363,800	438,800	513,100	583,700
31	303,000	366,400	441,400	515,600	586,100
32	305,900	369,100	444,000	518,200	588,500
33	308,700	371,600	446,400	520,300	590,800
34	311,600	374,100	448,700	522,700	593,100
35	314,300	376,600	451,000	525,100	595,400
36	317,000	379,100	453,300	527,500	597,700
37	319,900	381,700	455,700	529,900	599,900
38	322,100	384,500	457,900	532,400	601,700
39	324,300	387,300	460,100	534,800	603,500
40	326,500	390,100	462,300	537,300	605,300
41	328,800	392,800	464,600	539,600	606,900
42	330,800	395,400	466,800	541,900	608,600
43	332,800	397,900	469,000	544,100	610,300
44	334,800	400,500	471,200	546,400	612,000

別表第１　給料表（１）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
45	336, 700	402, 600	473, 300	548, 500	613, 600
46	338, 700	405, 000	475, 500	550, 600	615, 000
47	340, 800	407, 400	477, 700	552, 700	616, 400
48	342, 800	409, 900	479, 900	554, 900	617, 800
49	344, 500	412, 400	481, 900	557, 000	619, 300
50	346, 400	414, 800	484, 100	559, 200	620, 700
51	348, 300	417, 200	486, 300	561, 300	622, 100
52	350, 200	419, 600	488, 500	563, 500	623, 500
53	351, 900	421, 800	490, 300	565, 300	625, 000
54	353, 600	424, 200	492, 400	567, 500	626, 400
55	355, 300	426, 600	494, 500	569, 500	627, 800
56	356, 900	429, 000	496, 600	571, 600	629, 300
57	358, 700	431, 100	498, 500	573, 400	630, 700
58	360, 500	433, 400	500, 100	575, 500	632, 100
59	362, 400	435, 700	501, 700	577, 500	633, 500
60	364, 300	438, 000	503, 300	579, 600	635, 000
61	366, 000	440, 200	504, 800	581, 600	636, 400
62	367, 800	442, 400	506, 200	583, 600	637, 800
63	369, 600	444, 700	507, 600	585, 300	639, 200
64	371, 300	447, 000	508, 900	587, 200	640, 700
65	373, 100	449, 200	510, 400	589, 100	642, 100
66	374, 900	451, 400	511, 300	590, 700	643, 500
67	376, 600	453, 600	512, 000	592, 300	644, 900
68	378, 400	455, 800	512, 900	594, 000	646, 400
69	380, 300	457, 800	513, 600	595, 500	647, 800
70	382, 000	459, 900	514, 300	596, 800	649, 200
71	383, 600	462, 000	515, 100	598, 100	650, 600
72	385, 300	464, 100	515, 900	599, 400	652, 100
73	386, 900	466, 000	516, 800	600, 600	653, 500
74	388, 000	466, 900	517, 600	601, 800	654, 900
75	389, 100	467, 800	518, 300	602, 900	656, 300
76	390, 200	468, 700	519, 000	604, 100	657, 800
77	391, 400	469, 600	519, 900	605, 100	659, 200
78	392, 500	470, 400	520, 700	605, 900	660, 600
79	393, 600	471, 200	521, 500	606, 700	662, 000
80	394, 700	471, 900	522, 300	607, 400	663, 500
81	395, 900	472, 700	523, 200	608, 200	664, 900
82	396, 500	473, 400	524, 000	608, 900	666, 300
83	397, 100	474, 100	524, 800	609, 500	667, 700
84	397, 700	474, 800	525, 600	610, 200	669, 200
85	398, 100	475, 500	526, 500	610, 900	670, 600
86		476, 100		611, 500	672, 000
87		476, 800		611, 800	673, 400
88		477, 500		612, 400	674, 900

別表第１　給料表（１）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
89		477,900		613,000	676,300
90				613,600	
91				614,100	
92				614,700	
93				615,300	
94				615,900	
95				616,500	
96				617,000	
97				617,600	
98				617,900	
99				618,200	
100				618,500	
101				618,800	
102				619,100	
103				619,400	
104				619,700	
105				620,000	
106				620,300	
107				620,600	
108				620,900	
109				621,200	
110				621,500	
111				621,800	
112				622,100	
113				622,400	
114				622,700	
115				623,000	
116				623,300	
117				623,600	
118				623,900	
119				624,200	
120				624,500	
121				624,800	
122				625,100	
123				625,400	
124				625,700	
125				626,000	
126				626,300	
127				626,600	

備考　この表は、医師、歯科医師に適用する。

別表第２　給料表（２）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	155,100	226,800	252,400	282,100	327,000	371,100	437,200
2	156,500	228,400	253,500	284,000	329,000	373,800	439,800
3	157,900	230,000	254,700	286,100	331,200	376,400	442,300
4	159,300	231,600	256,000	288,100	333,400	379,100	444,900
5	160,500	233,000	257,200	290,200	335,200	381,500	447,300
6	162,300	234,600	258,400	292,300	337,400	384,200	449,800
7	164,000	236,100	259,500	294,200	339,400	386,800	452,300
8	165,600	237,700	260,500	296,200	341,600	389,500	454,800
9	167,200	238,600	261,800	298,000	343,400	391,600	457,200
10	168,900	240,000	262,500	299,900	345,500	393,900	459,600
11	170,500	241,400	263,400	301,500	347,600	396,100	462,200
12	172,300	242,500	264,200	303,100	349,700	398,300	464,600
13	173,700	244,000	265,300	305,100	351,200	400,400	467,100
14	175,500	245,300	266,400	307,000	353,200	402,400	468,600
15	177,400	246,500	267,600	309,100	355,100	404,400	469,900
16	179,200	247,800	268,700	311,100	357,100	406,500	471,200
17	181,100	248,600	270,200	313,100	358,900	408,300	472,400
18	183,900	249,800	271,900	315,100	360,900	410,300	473,700
19	186,600	250,900	273,600	317,200	362,900	412,200	475,000
20	189,300	252,000	275,300	319,300	364,900	414,300	476,300
21	191,500	253,400	277,000	321,100	366,700	416,100	477,500
22	193,100	254,200	278,700	323,100	368,700	417,700	478,900
23	194,700	255,100	280,400	324,900	370,800	419,300	480,300
24	196,300	256,000	282,000	326,900	372,900	420,800	481,500
25	197,800	257,000	283,700	328,600	374,300	422,300	482,900
26	199,300	258,100	285,400	330,500	376,100	423,600	484,200
27	200,900	259,200	287,200	332,500	377,900	424,900	485,600
28	202,400	260,400	288,800	334,500	379,600	426,200	487,000
29	204,000	261,800	290,200	335,800	381,400	427,500	488,400
30	205,700	263,400	291,800	337,600	382,900	428,700	489,500
31	207,300	265,000	293,400	339,300	384,500	429,900	490,600
32	209,000	266,500	295,100	341,100	386,200	431,000	491,700
33	210,400	267,800	296,800	342,800	387,500	432,200	492,800
34	212,000	269,500	298,500	344,600	388,800	433,400	493,700
35	213,600	271,100	300,300	346,500	390,100	434,600	494,600
36	215,200	272,700	302,100	348,300	391,300	435,800	495,500
37	216,600	274,100	303,400	350,100	392,400	437,100	496,500
38	218,200	275,600	305,100	351,800	393,600	437,900	497,400
39	219,900	277,200	306,600	353,400	394,700	438,300	498,300
40	221,600	278,600	308,200	355,100	395,800	439,000	499,200
41	222,900	279,800	309,900	356,300	396,600	439,500	500,200
42	224,400	281,200	311,600	357,400	397,400	439,900	501,100
43	225,800	282,700	313,200	358,600	398,200	440,300	502,000
44	227,300	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700	502,900
45	228,500	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100	503,900
46	229,900	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500	504,800
47	231,200	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900	505,700
48	232,400	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200	506,600

別表第２　給料表（２）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
49	233,600	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500	507,600
50	234,900	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900	
51	236,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200	
52	237,700	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500	
53	238,700	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800	
54	240,000	299,200	327,600	369,700	402,800	444,200	
55	240,900	300,600	328,700	370,600	403,100	444,500	
56	242,100	302,100	329,700	371,500	403,400	444,800	
57	243,400	303,100	330,200	372,000	403,700	445,100	
58	244,500	304,300	331,100	372,800	404,000	445,500	
59	245,600	305,500	331,900	373,600	404,300	445,800	
60	246,700	306,900	332,800	374,400	404,700	446,100	
61	247,800	308,200	333,600	374,800	404,900	446,400	
62	248,700	309,400	333,900	375,500	405,200	446,800	
63	249,600	310,700	334,500	376,200	405,500	447,100	
64	250,400	311,900	335,200	376,900	405,800	447,400	
65	251,500	313,300	335,800	377,300	406,000	447,700	
66	252,800	314,100	336,500	377,900	406,300		
67	254,100	314,900	337,200	378,600	406,600		
68	255,300	315,700	337,900	379,200	406,900		
69	256,800	316,300	338,600	379,600	407,100		
70	258,200	317,000	339,100	380,100	407,400		
71	259,400	317,700	339,700	380,600	407,700		
72	260,600	318,300	340,300	381,100	408,000		
73	261,500	319,000	340,600	381,700	408,200		
74	262,100	319,200	341,200	382,200	408,500		
75	262,500	319,800	341,700	382,800	408,800		
76	262,700	320,400	342,300	383,400	409,100		
77	263,100	321,000	342,800	383,900	409,300		
78	263,600	321,500	343,300	384,400	409,600		
79	264,000	322,000	343,800	384,900	409,900		
80	264,200	322,500	344,200	385,400	410,200		
81	264,700	323,100	344,500	385,700	410,400		
82	265,000	323,600	344,800	386,200			
83	265,400	324,000	345,200	386,600			
84	265,900	324,500	345,500	387,000			
85	266,100	325,000	346,000	387,400			
86	266,300	325,400	346,300	387,900			
87	266,600	325,600	346,600	388,300			
88	267,000	326,000	346,900	388,700			
89	267,400	326,400	347,300	389,100			
90	267,700	326,800	347,600	389,600			
91	268,100	327,200	348,000	390,000			
92	268,500	327,600	348,300	390,400			
93	268,600	327,900	348,700	390,800			
94	269,000	328,100	349,000	391,300			
95	269,300	328,500	349,300	391,700			
96	269,700	328,800	349,600	392,100			

別表第２　給料表（２）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
97	270,000	329,000	349,900	392,500			
98	270,400	329,300	350,300	393,000			
99	270,700	329,600	350,700	393,400			
100	271,100	329,900	351,100	393,800			
101	271,400	330,100	351,600	394,200			
102	271,800	330,400	352,000	394,700			
103	272,100	330,800	352,400	395,100			
104	272,300	331,000	352,800	395,500			
105	272,600	331,200	353,300	395,900			
106	272,900	331,400	353,700				
107	273,200	331,800	354,100				
108	273,500	332,000	354,500				
109	273,800	332,200	355,000				
110	274,100	332,600	355,400				
111	274,300	333,000	355,800				
112	274,600	333,400	356,200				
113	274,800	333,600	356,700				
114	275,100	334,000	357,100				
115	275,300	334,400	357,500				
116	275,600	334,800	357,900				
117	275,800	335,000	358,400				
118	276,100	335,400	358,800				
119	276,300	335,800	359,200				
120	276,500	336,200	359,600				
121	276,700	336,400	360,100				
122	276,800	336,800	360,500				
123	277,000	337,200					
124	277,200	337,600					
125	277,400	337,800					
126	277,600	338,200					
127	277,800	338,600					
128	278,000	339,000					
129	278,100	339,200					
130	278,300	339,600					
131	278,500	340,000					
132	278,700	340,400					
133	278,800	340,600					
134	279,000						
135	279,100						
136	279,300						
137	279,400						
138	279,600						
139	279,700						
140	279,900						
141	280,000						
142	280,200						
143	280,300						
144	280,400						

別表第２　給料表（２）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
145	280,500						
146	280,700						
147	280,800						
148	280,900						
149	281,000						
150	281,100						
151	281,300						
152	281,400						
153	281,500						
154	281,550						
155	281,600						
156	281,650						
157	281,700						
158	281,750						
159	281,800						
160	281,850						
161	281,900						
162	281,950						
163	282,000						
164	282,050						
165	282,100						
166	282,150						
167	282,200						
168	282,250						
169	282,300						
170	282,350						
再雇用職員	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000	426,500

備考　この表は、薬剤師、臨床検査技師、臨床工学技士、診療放射線技師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、言語聴覚士、視能訓練士に適用する。

別表第３　給料表（３）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	162,100	190,400	243,600	265,700	288,400	330,100	374,100
2	163,900	192,200	245,400	266,600	290,000	332,200	376,700
3	165,700	194,100	247,200	267,500	291,600	334,200	379,400
4	167,500	195,900	249,000	268,400	293,400	336,400	382,000
5	169,200	197,900	250,400	268,900	295,000	338,400	384,200
6	171,000	199,400	251,700	269,900	296,800	340,500	386,600
7	172,800	201,200	252,800	270,600	298,500	342,600	388,900
8	174,600	202,900	254,100	271,500	300,200	344,700	391,200
9	176,200	204,400	254,900	272,600	301,900	346,200	393,200
10	178,000	206,100	255,800	273,200	303,500	348,200	395,300
11	179,800	207,800	256,700	274,200	304,800	350,100	397,500
12	181,500	209,300	257,500	275,200	306,100	352,100	399,800
13	183,100	210,800	258,600	276,200	307,600	354,000	401,700
14	184,900	212,300	259,600	277,200	309,200	356,100	403,700
15	186,700	213,900	260,400	278,200	311,000	358,200	405,900
16	188,500	215,200	261,300	279,300	312,800	360,200	408,100
17	190,000	216,900	261,800	280,600	314,500	362,200	410,100
18	191,700	218,500	262,700	281,800	316,100	364,200	412,300
19	193,400	220,100	263,500	282,800	317,800	366,300	414,500
20	195,100	221,700	264,300	284,000	319,500	368,400	416,600
21	196,700	223,100	265,200	285,500	320,900	370,100	418,500
22	198,200	224,700	265,900	287,100	322,400	372,200	420,400
23	199,900	226,300	266,800	288,400	323,900	374,300	422,200
24	201,600	227,800	267,600	289,700	325,400	376,300	424,100
25	202,700	229,300	268,600	290,800	326,800	378,300	425,800
26	204,500	230,900	269,400	292,400	328,200	379,900	427,400
27	206,200	232,500	270,300	294,100	329,700	381,800	429,100
28	208,000	234,100	271,300	295,600	331,300	383,700	430,700
29	209,600	235,600	272,500	296,600	332,400	385,500	432,000
30	210,900	237,100	273,700	298,000	333,900	387,200	433,300
31	212,400	238,500	275,200	299,400	335,300	389,100	434,900
32	213,700	239,700	276,500	300,900	336,800	390,900	436,400
33	215,200	240,900	278,000	302,300	338,400	392,600	438,100
34	216,700	242,200	279,400	303,800	339,900	394,300	439,700
35	218,200	243,300	280,600	305,400	341,500	396,100	441,100
36	219,700	244,800	281,800	307,000	343,000	397,800	442,500
37	220,900	245,600	283,300	308,300	344,700	399,400	443,600
38	222,400	246,900	284,500	309,700	346,300	401,100	444,900
39	223,800	248,400	285,900	311,100	347,800	402,900	446,200
40	225,300	250,000	287,100	312,700	349,400	404,700	447,600
41	226,500	250,300	288,100	314,200	350,600	406,200	448,600
42	228,000	251,700	289,400	315,600	352,100	407,700	449,300
43	229,400	253,100	290,700	317,000	353,600	409,200	450,100
44	230,900	254,300	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
45	232,200	255,800	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
46	233,600	257,000	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47	234,900	258,400	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
48	236,200	259,700	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900

別表第３　給料表（３）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
49	237,300	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	238,500	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	239,600	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	240,700	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	241,600	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	242,800	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
55	243,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
56	245,000	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
57	245,800	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
58	247,000	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700	461,400
59	247,900	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300	462,100
60	248,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700	462,800
61	249,800	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300	463,600
62	251,100	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800	
63	252,400	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200	
64	253,700	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700	
65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300	
66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700	
67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000	
68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000	430,900	
71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700	431,100	
72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300	431,300	
73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000	431,500	
74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500	431,700	
75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100	431,900	
76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600	432,100	
77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000	432,300	
78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600	432,500	
79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100	432,700	
80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400	432,900	
81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700	433,100	
82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200	433,300	
83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600		
84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900		
85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200		
86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700		
87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200		
88	276,400	308,600	343,800	363,700	390,600		
89	276,600	309,900	344,800	364,100	390,900		
90	277,000	311,100	345,600	364,500	391,300		
91	277,200	312,300	346,400	365,100	391,800		
92	277,600	313,500	347,200	365,600	392,200		
93	278,000	314,300	347,800	365,900	392,600		
94	278,400	315,000	348,400	366,400	392,800		
95	278,800	315,700	349,100	366,800	393,000		
96	279,200	316,300	349,700	367,100	393,200		

別表第３　給料表（３）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
97	279,300	317,000	350,100	367,700	393,400		
98	279,600	317,300	350,500	368,200	393,600		
99	279,900	317,900	351,000	368,700	393,800		
100	280,200	318,600	351,400	369,200	394,000		
101	280,500	319,000	351,900	369,800	394,200		
102	280,900	319,600	352,300	370,300	394,400		
103	281,200	320,200	352,800	370,800	394,600		
104	281,500	320,800	353,200	371,200	394,800		
105	281,800	321,200	353,500	371,800	395,000		
106	282,100	321,700	354,000	372,300	395,200		
107	282,400	322,200	354,400	372,800	395,400		
108	282,700	322,700	354,700	373,300	395,600		
109	283,000	323,100	355,200	373,900			
110	283,300	323,500	355,700	374,300			
111	283,600	323,800	356,200	374,800			
112	283,900	324,100	356,700	375,300			
113	284,100	324,500	357,200	375,900			
114	284,300	324,900	357,700	376,200			
115	284,500	325,300	358,200	376,500			
116	284,800	325,600	358,600	376,800			
117	285,000	325,800	359,000	377,100			
118	285,300	326,100	359,400	377,400			
119	285,500	326,500	359,900	377,700			
120	285,800	326,700	360,400	378,000			
121	286,000	326,900	360,800	378,300			
122	286,200	327,200	361,300	378,600			
123	286,400	327,500	361,800	378,900			
124	286,600	327,800	362,300	379,200			
125	286,800	328,000	362,600	379,500			
126	286,900	328,300	362,750	379,800			
127	287,100	328,700	362,900	380,100			
128	287,300	328,900	363,050	380,400			
129	287,500	329,000	363,200	380,700			
130	287,600	329,300	363,350	381,000			
131	287,800	329,700	363,500				
132	288,000	329,900	363,650				
133	288,100	330,200	363,800				
134	288,200	330,600	363,950				
135	288,400	331,000	364,100				
136	288,500	331,400	364,250				
137	288,600	331,700	364,400				
138	288,700	332,100	364,550				
139	288,800	332,500	364,700				
140	288,900	332,900	364,850				
141	289,000	333,200					
142	289,100	333,600					
143	289,200	333,800					
144	289,300	333,900					

別表第３　給料表（３）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
145	289,400	334,000					
146	289,500	334,100					
147	289,600	334,200					
148	289,700	334,300					
149	289,800	334,400					
150	289,900	334,500					
151	290,000	334,600					
152	290,100	334,700					
153	290,200	334,800					
154	290,300	334,850					
155	290,400	334,900					
156	290,500	334,950					
157	290,600	335,000					
158	290,700	335,050					
159	290,800	335,100					
160	290,900	335,150					
161	291,000	335,200					
162	291,100	335,250					
163	291,200	335,300					
164	291,300	335,350					
165	291,400	335,400					
166	291,500	335,450					
167	291,600	335,500					
168	291,700	335,550					
169	291,800						
170	291,850						
171	291,900						
172	291,950						
173	292,000						
174	292,050						
175	292,100						
176	292,150						
177	292,200						
178	292,250						
179	292,300						
再雇用職員	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

備考　この表は、助産師、看護師に適用する。

別表第４　給料表（４）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	150,100	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400
2	151,200	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500
3	152,400	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500
4	153,500	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500
5	154,600	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500
6	155,700	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500
7	156,800	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500
8	157,900	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
9	158,900	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
10	160,300	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
11	161,600	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
12	162,900	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
13	164,100	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
14	165,600	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
15	167,100	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
16	168,700	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
17	169,800	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
18	171,200	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
19	172,600	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
20	174,000	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
21	175,300	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
22	177,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
23	180,300	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
24	182,800	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
25	185,200	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
26	186,900	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
27	188,500	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
28	190,200	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
29	191,700	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
30	193,400	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
31	195,200	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
32	196,900	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
33	198,500	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
34	200,300	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
35	202,100	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
36	203,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
37	205,400	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
38	207,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
39	209,000	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
40	210,800	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
41	212,400	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
42	214,200	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
43	216,000	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
44	217,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
45	219,200	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
46	221,000	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	469,100	
47	222,700	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	469,500	
48	224,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	469,800	

別表第４　給料表（４）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
49	226,100	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	470,100	
50	227,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	470,600	
51	229,400	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	471,000	
52	230,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	471,300	
53	232,200	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	471,600	
54	233,800	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	472,100	
55	235,400	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	472,500	
56	236,900	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	472,800	
57	237,900	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	473,100	
58	239,400	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	473,600	
59	240,700	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	474,000	
60	241,900	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	474,300	
61	243,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	474,600	
62	244,100	325,700	365,200	381,700	404,100	445,050		
63	245,100	326,500	365,900	382,300	404,400	445,200		
64	246,100	327,300	366,600	382,900	404,700	445,350		
65	247,200	328,200	366,900	383,300	405,000	445,500		
66	248,100	328,600	367,600	383,900	405,300	445,650		
67	249,000	329,300	368,300	384,500	405,600			
68	250,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
69	250,900	330,900	369,300	385,500	406,100			
70	252,200	331,600	369,900	386,000	406,400			
71	253,400	332,300	370,600	386,500	406,700			
72	254,700	333,000	371,200	387,100	407,000			
73	256,000	333,500	371,500	387,400	407,200			
74	257,400	334,100	372,100	387,800	407,500			
75	258,600	334,600	372,800	388,200	407,800			
76	259,800	335,200	373,400	388,600	408,000			
77	260,900	335,500	373,800	388,900	408,200			
78	262,100	336,000	374,300	389,200	408,500			
79	263,400	336,400	374,900	389,500	408,800			
80	264,500	336,900	375,400	389,800	409,000			
81	265,600	337,300	375,900	390,000	409,200			
82	266,600	337,800	376,500	390,300	409,500			
83	267,800	338,300	377,000	390,600	409,800			
84	268,900	338,800	377,300	390,800	410,000			
85	269,600	339,100	377,700	391,000	410,200			
86	270,000	339,500	378,200	391,300	410,300			
87	270,500	340,000	378,600	391,600	410,400			
88	271,000	340,400	379,000	391,800	410,500			
89	271,300	340,700	379,400	392,000	410,600			
90	271,800	341,100	379,900	392,300	410,700			
91	272,200	341,600	380,300	392,600	410,800			
92	272,700	342,000	380,700	392,800	410,900			
93	273,200	342,200	381,000	393,000	411,000			
94	273,700	342,600	381,500	393,300	411,100			
95	274,200	343,100	381,900	393,600	411,200			
96	274,600	343,500	382,300	393,800	411,300			

別表第４　給料表（４）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
97	274,800	343,700	382,600	394,000	411,400			
98	275,300	344,100	383,100	394,300	411,500			
99	275,600	344,500	383,500	394,600	411,600			
100	276,100	344,800	383,900	394,800	411,700			
101	276,500	345,100	384,200	395,000				
102	276,900	345,500	384,700	395,300				
103	277,300	345,900	385,100	395,600				
104	277,700	346,300	385,500	395,800				
105	278,100	346,800	385,800	396,000				
106	278,500	347,200	386,300					
107	278,800	347,600	386,700					
108	279,200	348,000	387,100					
109	279,500	348,500						
110	279,900	348,900						
111	280,200	349,200						
112	280,600	349,500						
113	280,900	350,000						
114	281,100	350,250						
115	281,400	350,500						
116	281,700	350,750						
117	281,900	351,000						
118	282,200	351,250						
119	282,500	351,500						
120	282,800	351,750						
121	283,000	352,000						
122	283,300	352,250						
123	283,500	352,500						
124	283,700	352,750						
125	283,900	353,000						
126	284,100	353,250						
127	284,300	353,500						
128	284,500	353,750						
129	284,700	354,000						
130	284,800	354,250						
131	285,000							
132	285,200							
133	285,300							
134	285,400							
135	285,600							
136	285,700							
137	285,800							
138	285,900							
139	286,000							
140	286,100							
141	286,200							
142	286,300							
143	286,400							
144	286,500							

別表第４　給料表（４）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
145	286,600							
146	286,700							
147	286,800							
148	286,900							
149	287,000							
150	287,100							
151	287,200							
152	287,300							
153	287,400							
154	287,500							
155	287,600							
156	287,700							
157	287,800							
158	287,850							
159	287,900							
160	287,950							
161	288,000							
162	288,050							
163	288,100							
164	288,150							
165	288,200							
166	288,250							
167	288,300							
168	288,350							
169	288,400							
170	288,450							
171	288,500							
172	288,550							
再雇用職員	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

備考　この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第５　給料表（５）

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	136,200	208,500
2	137,100	209,700
3	138,100	211,100
4	139,000	212,300
5	140,000	213,600
6	141,000	215,000
7	142,000	216,400
8	143,000	217,800
9	143,800	219,100
10	144,800	220,700
11	145,800	222,300
12	146,900	223,700
13	147,700	224,900
14	148,700	226,400
15	149,800	227,900
16	150,800	229,200
17	151,900	230,000
18	153,300	230,700
19	154,500	231,600
20	155,700	232,600
21	156,800	233,200
22	158,000	234,700
23	159,200	236,000
24	160,400	237,000
25	161,500	238,300
26	163,000	239,500
27	164,500	240,800
28	166,000	242,000
29	167,400	242,800
30	168,800	244,000
31	170,300	245,200
32	171,800	246,300
33	173,100	247,400
34	174,800	248,400
35	176,500	249,500
36	178,200	250,500
37	179,900	251,600
38	181,300	252,500
39	183,000	253,500
40	184,500	254,500
41	186,300	255,500
42	187,700	256,700
43	189,100	257,600
44	190,400	258,900
45	191,800	259,600
46	193,300	260,600
47	194,900	261,700
48	196,400	262,600

別表第５　給料表（５）

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
49	197,900	263,700
50	198,900	264,700
51	200,200	265,800
52	201,200	266,500
53	202,400	267,200
54	203,500	268,000
55	204,600	269,000
56	205,700	270,000
57	206,600	270,800
58	207,700	271,800
59	208,700	272,900
60	209,700	273,900
61	210,600	274,900
62	211,700	276,000
63	212,800	276,800
64	213,700	277,900
65	214,600	278,700
66	215,500	279,500
67	216,200	280,300
68	217,100	281,100
69	217,900	281,700
70	219,100	282,500
71	220,100	283,300
72	220,900	284,000
73	221,500	284,800
74	222,500	285,500
75	223,600	286,300
76	224,700	287,100
77	225,200	287,700
78	226,300	288,200
79	227,400	288,700
80	228,400	289,100
81	229,200	289,500
82	230,200	289,900
83	231,200	290,400
84	232,100	290,900
85	233,000	291,300
86	233,900	291,900
87	234,700	292,500
88	235,400	293,100
89	236,300	293,400
90	237,300	293,900
91	237,400	294,400
92	237,700	294,800
93	238,100	295,200
94	238,400	295,700
95	238,800	296,200
96	238,900	296,700

別表第５　給料表（５）

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
97	239,100	297,000
98	239,500	297,400
99	239,800	297,900
100	240,100	298,400
101	240,300	298,800
102	240,700	299,200
103	240,900	299,500
104	241,100	299,800
105	241,400	300,100
106	241,800	300,500
107	242,200	300,900
108	242,400	301,300
109	242,700	301,600
110	243,100	302,000
111	243,200	302,400
112	243,400	302,700
113	243,700	302,900
114	244,000	303,200
115	244,400	303,500
116	244,600	303,700
117	244,700	303,900
118	244,900	304,200
119	245,200	304,500
120	245,400	304,700
121	245,600	304,900
122	245,900	305,200
123	246,200	305,500
124	246,500	305,700
125	246,700	305,900
126	247,000	306,200
127	247,300	306,500
128	247,600	306,700
129	247,800	306,900
130	248,100	307,200
131	248,300	307,500
132	248,500	307,700
133	248,700	307,900
134	249,000	308,000
135	249,200	308,100
136	249,400	308,200
137	249,600	308,300
138	249,800	308,400
139	250,000	308,500
140	250,200	308,600
141	250,400	308,700
142	250,600	308,800
143	250,800	
144	251,000	

別表第５　給料表（５）

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
145	251,200	
146	251,300	
147	251,500	
148	251,600	
149	251,700	
150	251,800	
151	251,900	
152	252,000	
153	252,100	
154	252,200	
155	252,300	
156	252,400	
157	252,600	
158	252,700	
159	252,900	
160	253,000	
161	253,200	
162	253,300	
163	253,400	
164	253,500	
165	253,700	
166	253,800	
167	253,900	
168	254,000	
169	254,200	
170	254,300	
171	254,400	
172	254,500	
173	254,600	
174	254,700	
175	254,800	
176	254,900	
177	255,000	
178	255,050	
179	255,100	
180	255,150	
181	255,200	
182	255,250	
183	255,300	
184	255,350	
185	255,400	
186	255,450	
187	255,500	
188	255,550	
189	255,600	
190	255,650	
再雇用職員	204,700	223,200

備考　この表は、看護補助者に適用する。

別表第６　給料表（６）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	147,500	173,600	211,100	253,300	266,300	304,200
2	148,600	175,400	212,900	255,300	268,400	306,900
3	149,700	177,200	214,700	257,300	270,500	309,600
4	150,800	179,000	216,400	259,300	272,600	312,300
5	151,900	180,600	218,100	261,200	274,500	314,900
6	153,000	182,400	219,800	263,200	276,600	317,600
7	154,100	184,200	221,500	265,200	278,700	320,400
8	155,200	186,000	223,300	267,200	280,900	323,200
9	156,500	187,600	225,100	269,300	283,100	325,900
10	157,900	189,300	226,900	271,400	285,300	328,700
11	159,200	191,200	228,700	273,500	287,400	331,500
12	160,500	193,100	230,400	275,600	289,600	334,300
13	161,600	195,000	232,100	277,500	291,500	337,100
14	162,900	197,000	233,900	279,600	293,400	339,900
15	164,200	198,900	235,700	281,700	295,300	342,600
16	165,500	200,900	237,400	283,800	297,200	345,300
17	167,000	202,900	239,100	285,800	299,200	348,000
18	168,700	205,200	241,000	287,700	301,400	350,800
19	170,400	207,500	243,000	289,600	303,600	353,500
20	172,100	209,800	245,000	291,500	305,800	356,200
21	173,600	211,900	247,000	293,700	308,000	358,900
22	175,400	213,700	249,000	295,900	310,300	361,600
23	177,200	215,500	251,000	298,100	312,500	364,100
24	179,000	217,300	253,000	300,200	314,700	366,700
25	180,600	219,100	254,900	302,300	316,800	369,000
26	182,400	220,900	256,800	304,400	319,000	371,600
27	184,200	222,700	258,700	306,500	321,200	374,200
28	186,000	224,500	260,700	308,600	323,500	376,800
29	187,600	226,200	262,800	310,700	325,600	379,200
30	189,300	228,100	264,800	312,700	327,900	381,800
31	191,200	229,900	266,900	314,700	330,100	384,300
32	193,100	231,700	269,000	316,700	332,400	386,800
33	195,000	233,300	271,000	318,600	334,200	389,300
34	197,000	235,100	273,000	320,600	336,200	391,800
35	198,900	236,900	275,000	322,600	338,100	394,200
36	200,900	238,600	277,000	324,600	340,000	396,600
37	202,900	240,300	278,800	326,500	341,800	398,700
38	204,200	242,100	280,700	328,500	343,700	400,800
39	205,500	243,800	282,600	330,500	345,600	402,800
40	206,800	245,500	284,500	332,400	347,400	404,800
41	208,100	247,100	286,500	334,300	349,100	406,900
42	209,200	248,700	288,500	336,300	350,900	409,000
43	210,500	250,300	290,300	338,300	352,700	411,000
44	211,800	251,900	292,100	340,200	354,400	413,000
45	213,100	253,500	294,000	342,100	356,200	414,800
46	214,200	255,500	296,000	343,700	357,800	416,700
47	215,300	257,500	298,000	345,300	359,400	418,700
48	216,300	259,500	299,900	346,900	361,000	420,700

別表第６　給料表（６）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
49	217,400	261,400	301,800	348,400	362,600	422,600
50	218,500	263,400	303,800	349,700	364,200	424,300
51	219,600	265,400	305,700	351,000	365,800	426,000
52	220,600	267,400	307,600	352,300	367,400	427,700
53	221,500	269,500	309,500	353,500	369,000	429,400
54	222,500	271,500	311,500	354,700	370,400	430,300
55	223,600	273,600	313,400	355,800	371,800	431,200
56	224,600	275,500	315,300	356,900	373,200	432,000
57	225,600	277,600	317,200	358,000	374,500	432,700
58	226,500	279,300	319,100	359,200	375,500	433,600
59	227,400	281,000	321,000	360,300	376,500	434,400
60	228,300	282,700	322,900	361,400	377,500	435,300
61	229,200	284,300	324,800	362,500	378,500	436,000
62	230,100	285,900	326,600	363,300	379,400	436,800
63	231,000	287,500	328,400	364,100	380,300	437,600
64	231,900	289,100	330,100	364,800	381,200	438,400
65	232,600	290,700	331,800	365,500	381,900	439,200
66	233,400	292,500	332,900	366,100	382,500	440,000
67	234,200	294,200	334,000	366,700	383,200	440,800
68	235,100	296,000	335,100	367,300	383,900	441,600
69	235,900	297,800	336,200	367,900	384,500	442,200
70	236,700	299,400	337,100	368,500	385,100	442,600
71	237,600	301,000	338,000	369,100	385,800	443,100
72	238,500	302,600	338,900	369,600	386,500	443,600
73	239,200	303,900	339,700	370,100	387,100	444,200
74	240,000	305,300	340,600	370,600	387,700	444,800
75	240,900	306,700	341,500	371,100	388,400	445,400
76	241,600	308,100	342,300	371,600	389,100	445,700
77	242,400	309,500	343,100	372,100	389,700	446,000
78	243,200	310,900	343,700	372,600	390,300	446,500
79	243,800	312,300	344,300	373,100	391,000	447,000
80	244,400	313,600	344,900	373,600	391,600	447,400
81	244,900	314,700	345,500	374,100	392,300	447,800
82	245,600	315,700	346,000	374,600	393,000	448,200
83	246,200	316,700	346,500	375,100	393,500	448,700
84	246,700	317,700	347,000	375,500	394,100	449,200
85	247,200	318,500	347,500	375,900	394,700	449,600
86	247,700	319,200	347,900	376,300	395,300	450,000
87	248,200	319,900	348,200	376,700	396,000	450,400
88	248,700	320,600	348,500	377,100	396,700	450,800
89	249,100	321,300	348,800	377,500	397,400	451,200
90	249,600	322,000	349,100	377,900	398,000	451,600
91	250,100	322,700	349,400	378,300	398,600	452,000
92	250,600	323,300	349,700	378,600	399,100	452,400
93	251,000	323,900	350,000	378,900	399,600	452,700
94	251,500	324,400	350,300	379,300	400,100	453,400
95	252,000	324,900	350,600	379,700	400,600	454,100
96	252,500	325,400	350,900	380,000	401,100	454,800

別表第６　給料表（６）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
97	252,900	326,000	351,200	380,300	401,600	455,600
98		326,500	351,500	380,700	402,000	456,400
99		327,000	351,800	381,100	402,400	457,200
100		327,500	352,100	381,400	402,800	458,000
101		328,000	352,300	381,700	403,300	458,900
102			352,600	382,100	403,700	
103			352,900	382,400	404,100	
104			353,100	382,700	404,500	
105			353,300	383,000	404,900	
106			353,600	383,300	405,300	
107			353,900	383,600	405,700	
108			354,100	383,900	406,100	
109			354,300	384,100	406,400	
110			354,600	384,400	406,800	
111			354,800	384,700	407,200	
112			355,000	384,900	407,600	
113			355,200	385,100	407,900	
114			355,500	385,300	408,300	
115			355,700	385,500	408,700	
116			355,900	385,700	409,100	
117			356,100	385,900	409,400	
118			356,300	386,100	409,800	
119			356,500	386,300	410,200	
120			356,700	386,500	410,600	
121			356,900	386,700	410,900	
122			357,100			
123			357,300			
124			357,500			
125			357,700			
126			357,900			
127			358,100			
128			358,200			
129			358,300			
130			358,500			
131			358,700			
132			358,800			
133			358,900			
134			359,100			
135			359,300			
136			359,400			
137			359,500			
再雇用職員	183,600	206,400	252,700	286,300	303,600	327,000

備考　１　この表は、理事長が定める職員に適用する。

２　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が５級である職員（ただし、再任用職員を除く。）の給料月額は、この表の額に3,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第７　指定職給料表

号　　給	給　料　月　額
	円
1	697,000
2	751,000
3	808,000
4	884,000
5	953,000
6	1,021,000
7	1,094,000
8	1,160,000

備考　この表は、病院の長で理事長が定めるものに適用する。

別表第８　実働時間による支給額

実　働　時　間	支　給　額
	円
１時間以上２時間未満	6,400
２時間以上３時間未満	12,800
３時間以上４時間未満	19,200
４時間以上５時間未満	25,600
５時間以上６時間未満	32,700
６時間以上７時間未満	40,400
７時間以上８時間未満	48,100
８時間以上９時間未満	55,800
９時間以上10時間未満	63,500
10時間以上11時間未満	71,200
11時間以上12時間未満	78,900
12時間以上13時間未満	85,900
13時間以上14時間未満	92,300
14時間以上15時間未満	98,700
15時間以上16時間未満	105,100
16時間以上17時間未満	111,500